

病院局共同企業体取扱要綱

17川病総経第406号

平成17年6月10日 局長専決

病院局が発注する建設工事において、共同企業体の取扱いについては、川崎市共同企業体取扱要綱の規定を準用する。この場合において、「本市」とあるのは「病院局」に、「市長」とあるのは「病院事業管理者」に、「財政局長」とあるのは「病院局長」に読み替えるものとする。

附則

この要綱は平成17年6月10日から施行する。